2022 年度京都ボランティアバンク補助金募集要項

社協ボランティア振興チャレンジ補助金

（１）目的

この補助事業は、京都ボランティアバンク補助事業の一環として行われ、市町村社会福祉協議会が行うボランティア活動の支援事業において、先駆的・発展的に取り組まれる活動に対して補助を行うことで、ボランティア活動の更なる発展を目指します。

（２）対象となる団体

京都府内の市町村社会福祉協議会のみ

（３）対象となる取組み

京都府内のボランティア活動の更なる発展に向けて、市町村社会福祉協議会が先駆的・発展的に行う取り組みであり、下記の要件を全て満たすものとします。

（ア）下記のいずれかに該当する取り組み。

①活動創出	地域にあるボランティアニーズを調査し、新たなボランティア活動を創出したり既存の活動の幅を広げていく取組み。
②担い手づくり	ボランティア活動に参加したことの無い住民へのアプローチにより、新たなボランティア活動者の芽を育む積極的な取組み。
③協働事業	他の団体や企業、市民等との協働により、ボランティア活動の新たな一面を模索し、新しい活動の場面を創出する取組み。
④広報強化	ボランティア活動の魅力や価値を広く住民に届け、ボランティア活動やボランティアセンターの情報を広く発信するための先駆的な取組み。
⑤その他	その他、ボランティア活動の発展につながる先駆的・発展的な取組みで、本補助金の補助対象として適当と認められるもの。

（イ）　申請する取り組みについて<u>他の民間助成等に申請していること。</u>

申請書を提出する際に、<u>他の民間助成等の申請書の写しを必ず添付すること。</u>

※申請する取り組みについて他の民間助成等に採択を受けた場合は、下記（ウ）の通り、本補助金は補助対象外とします。

（ウ）申請する取り組みについて他の民間助成等を受けていないこと。

2022 年度に他の助成等を受けた活動については、補助対象外とします。

※現在、他の助成を申請中の活動については、「他の助成等を受けられなかった場合に助成対象とする」という条件を付して審査します。<u>採択を受けた他の助成等を辞退し、本補助を受けることは出来ません。</u>

（４）補助額

１社協あたり上限 20 万円とし、京都ボランティアバンク基金の予算の範囲において申請事業内容を検討し、決定します。

本補助金の補助総額（予算）は 50 万円とし、その中で補助額を検討します。

また、継続した関わりが必要と判断する場合は、複数年にわたっての申請も可能とします。

（５）対象となる経費

（３）に記載の要件を満たす事業を実施するために必要な経費とします。

≪補助金の用途（例）≫

◆活動対象となる課題を掘り起こすための経費

・懇談会やアンケート調査等、ニーズを調べるためにかかる経費

・現在の活動実態を把握するための経費

・事業実施に必要であればパソコンの購入も可能（1 台あたり 10 万円（税込）を購入価格上限とし、補助上限額及び申請上限額は 7 万となります。詳細は、別紙「ボランティアバンク補助金におけるパソコン購入の考え方について」をご参照ください。)。

◆担い手養成のための経費

・研修、講座開催経費　・講師謝金等

◆グループ・活動の立ち上げにかかる経費

・活動にかかる備品購入

≪対象とならない経費≫

・通常のボランティア事業、ボランティアセンター運営にかかる経常的な経費

・申請のあった取組みの実施に直接関係のない経費

・主催者及び職員の飲食費や人件費等の諸経費

（６）提出書類

補助金の申請にあたっては、所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、他の民間助成等の申請書の写しとあわせ、お申込みください。物品購入および業者発注等が含まれる計画の場合は、必ず「見積書」及び「カタログ」を添付してください。

（７）購入物品の管理・使用について

本補助金を利用して購入した物品の管理は社協で行ってください。また、購入した物品はあくまで社協のものですので、私的利用はできません。

（８）物品購入時の注意点

・物品の購入先について、個人売買（主に中古品を購入する際）は対象となりません。

・申請時に、見積書を提出いただきますが、特別な事情（売り切れ等）が発生し、見積書を提出している物品を購入できなくなった場合は、必ず府社協までご相談ください。ご相談無く、申請と異なる物品を購入した場合、返金を求める場合があります。

（９）申込み締切　　２０２２年６月１７日（金）≪必着≫

（１０）審議　申請のあった事業について、京都ボランティアバンク運営委員会の審議を経ます。

（１１）補助対象期間　　２０２２年４月１日～２０２３年３月３１日

（１２）補助金交付時期　　審議の結果、適当と認められた事業・活動に対する補助金を交付します。
２０２２年８月末頃（予定）

（１３）ヒアリングの実施

補助を受けた取り組みについては、必要に応じて取組み状況のヒアリングを適宜行います。

（１４）事業報告

補助金を受けた市町村社協は、年度終了後 1 週間以内に、定められた様式により、活動および精算報告書を提出いただきます。なお、報告の際は領収書の添付をお願いします。